

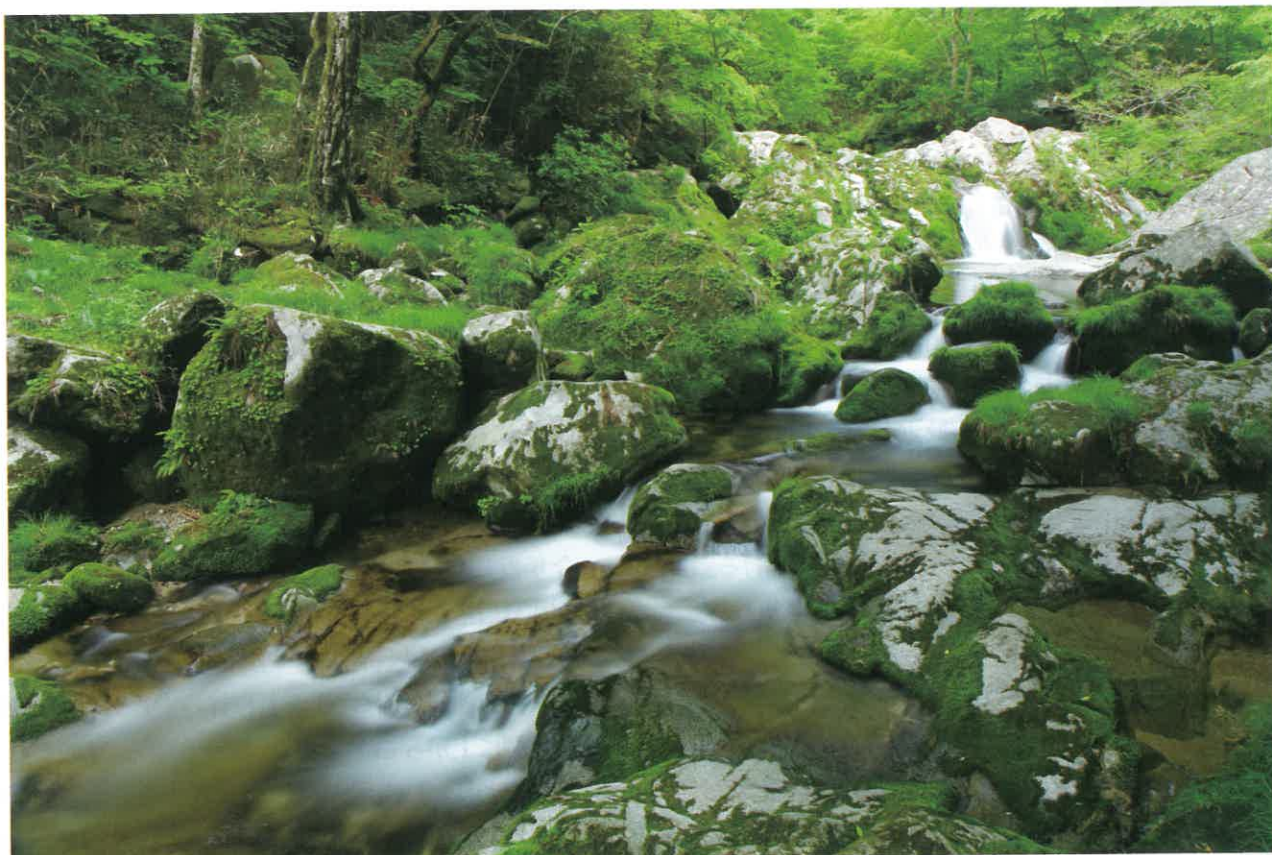
いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>

発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

May 2021
VOL.634

5



新緑に流る(花貫溪谷)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2021 5月号 CONTENTS●

着任のごあいさつ	2	最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします	13
労働保険の年度更新について	6	全国安全週間準備打合せ会 開催中止のお知らせ	13
女性活躍推進法が改正されました!	7	経済センサス 活動調査	13
男女均等な採用選考ルールについて	8	求職者支援訓練の認定基準が一部緩和されました	14
茨城働き方改革推進支援センターについて	9	県内の労働災害発生状況(令和2年分・令和3年分)	15
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	10	令和3年死亡災害発生状況	15
第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会のご案内	12	講習会のご案内	16
第441回KYTトレーナー研修会のご案内	12		

着任のごあいさつ



茨城労働局長

下 角 圭 司

この度、4月1日付けをもちまして、茨城労働局長を拝命いたしました。精一杯職務に励む所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業主の皆様が雇用調整を余儀なくされ、求人数が大きく減少する中で、本県の有効求人倍率は、全国を上回っているものの、最近1年余は対前年比マイナスで推移しています。引き続き雇用調整助成金等の活用による雇用維持や、職業訓練の積極的な実施等による就職支援に努めてまいります。職場における感染防止対策については、事業者の皆様が取り組むことができるよう対応に万全を期すこととしております。

県内の労働災害の発生状況ですが、令和2年の死亡者数は前年（令和元年）の24人から18人へと6人減少したものの、休業4日以上死傷者数は新型コロナウイルスへの業務上の感染者の発生の影響等もあって、前年よりも5%程度の増加となってしまいました。令和4年度までの5か年が計画期間である第13次労働災害防止推進計画の目標達成のため、増加傾向のある業種等を重点対象として労働災害防止に取り組んでまいります。

また、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働きやすい社会を実現するとともに、安全で健康に働くことができる職場づくりを進めるため、働き方改革による労働環境を整備するための各種施策に取り組んでいく所存です。

こうした施策の推進に当たっては、事業主団体との一層の連携が不可欠なものですので、貴会並びに会員の皆様のご引き続きのご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様のご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



茨城労働局労働基準部長

田 中 稔

4月1日付けで茨城労働局労働基準部長を拝命致しました。どうぞ宜しくお願い致します。

3月までは厚生労働省労働基準局労災保険業務課という部署で、主に労働基準監督署で使用するシステムの開発・改修の業務を行っておりました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染の広がりにより、全国的にも生活様式を大きく変えなければならない状況になり、皆様方の会社等も大きな影響を受けたものと思われまます。

今年度においても、まだ感染が収束する傾向が見受けられない状況にありますが、我々労働行政に携わるものの一員としては、早く新型コロナが収束し、企業が経済回復に尽力できる状況になり、それに伴って労働者の賃金等が順調に上がっていくようになることを望んでおります。

話は変わりますが、私が茨城県で仕事を行うのは2回目であり、1回目は約30年前、当時の茨城労働基準局の水戸労働基準監督署で2年、鹿島労働基準監督署で1年勤務しました。

当時は丁度、Jリーグが開幕する直前でありましたが、3年目の勤務先が鹿島労働基準監督署であったことから、Jリーグ初年度に鹿島アントラーズが優勝したことは非常にうれしかったことを記憶しております。

労働基準行政としては、今後も働き方改革を推進し、過重労働の解消はもとより、適正な労働条件の確保、健康で安全な職場環境の形成により、仕事と、その他、介護・子育て、趣味の時間等バランスのとれた生き方を全ての労働者が享受できるよう努めてまいります。

このような施策を進めるにあたりましては、事業主の皆様のご理解とご協力が欠かせないものであり、貴会及び会員の皆様方におかれましては、引き続き、私ども行政に対して忌憚のないご意見をいただきますとともに、

より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会並びに会員の皆様方の益々のご発展、ご健勝を祈念申し上げまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



茨城労働局 雇用環境・均等室長
関 英 之

本年4月1日付けで茨城労働局雇用環境・均等室長を拝命致しました関(せき)と申します。

令和元年度にも雇用環境・均等室に所属しておりましたが、今般、再び雇用環境・均等行政に携わらせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

雇用環境・均等室においては、労働者の皆様働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」、「女性活躍の推進」、「ハラスメント対策の推進」等の取組の支援を行っているところですが、令和3年度においては、「良質なテレワークの推進」、「不妊治療と仕事の両立支援」にも取組んでまいります。

また、働き方改革に関しましては、本年4月から中小企業でも正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止(同一労働同一賃金)になりますので、周知広報に一層努めてまいり所存です。

最後に、会員の皆様方の益々のご活躍とご発展を祈念申し上げますとともに、引き続き、雇用環境・均等行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。



水戸労働基準監督署長
小 室 順

4月1日付けをもちまして、水戸労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

3月まで日立署に勤務しておりました。茨城労働局、県内の監督署に勤務するようになり27年になりますが、水戸署勤務は初めてとなります。

国内に新型コロナウイルスの感染が広がってから一年が経過しましたが、3月半ばから変異株ウイルスによる感染拡大が懸念され、終息が見えない状況にあります。

ワクチン接種が本格化し、平穏な日常生活が戻り、経済も回復することを深く祈念する次第です。本年度の茨城労働局の重点施策は雇用調整助成金等の活用による雇用の維持・継続の支援であり、その啓発・指導に努めていきたいと考えております。

さて、当署管内の昨年令和2年の労働災害(速報値)は、死亡者数は5人と一昨年と同数ですが、休業4日以上死傷者数では、732人と一昨年より96人、15%の増加となり、小売業、社会福祉施設が大幅に増加するなど非工業的業種で労働災害が大きく増加しています。当署でも、茨城労働局が策定した第13次労働災害防止推進計画と同様に、令和4年の死傷者数を平成29年の死傷者数608名の5%減少である577名以下とする目標を掲げ労働災害防止に取り組んでいるところですが、目標達成のため今年、来年と皆様のより一層の取組強化を是非お願いする次第です。

働き方改革の実現に向けた取組につきましては、時間外労働等を行う場合であっても36協定を遵守すること、有給休暇年5日取得等の取組について指導してまいりたいと思っております。

被災労働者等からの労災請求に対しては、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

水戸労働基準監督署では、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一丸となって職務を遂行してまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



日立労働基準監督署長
尾 畑 宏 忠

4月1日付けをもちまして日立労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

当署での勤務は5年ぶりとなりますが、例年より少し早い山々の新緑と、駅前通りをはじめ市内各所で咲き誇る桜に、当地で勤務できることを嬉しく思っております。

さて、昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大は、社会に大きな影響を及ぼしており、会員の皆様には職場における感染拡大防止にご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。当署といたしましても、引き

続き特別労働相談窓口を設置し、職場での感染防止対策、助成金のご案内等、労使双方からのご相談に応じております。

また、働き方改革関連法の中小企業への適用から1年が経過しますが、テレワークにおける労働時間管理の在り方等をまとめた「テレワークガイドライン」や、「兼業・副業の促進に関するガイドライン」が改定され示されております。上記と同様、相談窓口にお気軽にご相談いただきたく思います。

一方、管内の労働災害の状況は、休業4日以上 の災害は昨年151件で、前年から16件減少していますが、死亡災害が1件発生しており、引き続き労働災害の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

すべての労働者が、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一同、職務を遂行してまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、会員皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



土浦労働基準監督署長

熊岡 秀 織

4月1日付けをもちまして土浦労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

当署での勤務は平成26年度以来6年ぶりですが、土浦駅周辺のリニューアルをはじめ、道路の開通や商業施設の進出など管内は大きく様変わりしていて、地域の活気を感じています。

新型コロナウイルス感染症は、まだしばらくは私たちの仕事や生活に大きく影響すると思われ、会員の皆様におかれましても、感染防止対策と事業活動との両立にご苦労されていることとお察しいたします。

このような状況のなか、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の実現が課題となっています。これまで、なかなか身近に感じていなかった時差出勤、テレワーク、週休3日制、兼業・副業など、新しい働き方が注目され、行政も企業も現実的に向き合うことが求められています。

一方で、労働災害の防止や、長時間・過重労働の解消など、従来からの課題への対応も歩みを止めることはできません。

当署では、適切な労務管理や災害の防止など労働環境の改善に関することはもとより、新しい働き方に関する情報等についても、皆様のお役に立てるよう、署員一同努力して参りますので、どうぞお気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



筑西労働基準監督署長

狩野 直 美

4月1日付けをもちまして筑西労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

筑西署管内は、筑波山の西側に広がる自然豊かな土地です。地域に密着した伝統産業があり、また新しい産業もあり、様々な事業活動が展開されています。

令和2年度は感染症予防対策のため新しい生活様式の実践を行ってまいりましたが、本年度におきましても引き続き努めてまいります。

さて、労働基準行政におきましては、働き方改革関連法改正に基づき、順次、時間外労働の上限規制が適用され、この4月からは、届け出における押印・署名が廃止となり、各届出の様式が新しくなります。労働安全衛生法等においては、重要な法改正が幾つかあります。このような状況の中、すべての労働者が、安全で安心して働ける職場環境の実現に向けて、職員一同一丸となって、全力で職務を行ってまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



古河労働基準監督署長

山口 俊 宏

この度、4月1日付けをもちまして古河労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

いままで常磐線沿線の監督署での勤務はありましたが、県西地区での勤務は初めてです。

前任地では、西南方向はるか遠くに筑波山の山並みが見えるだけでしたが、当地ではその雄大な姿と共に、関東平野の広さを実感することができます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う茨城県独自の緊急事態宣言は解除されたものの、その後も急速な感染拡大が懸念されるなど、労働者を取り巻く雇用環境は依然として厳しい状況にあります。当署管内でも新型コロナウイルスの感染が拡大していますので、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」のご活用をお願いいたします。

当署における令和2年の労働災害件数における製造業、及び運輸交通業の割合は、それぞれ約4割、約2割で、これらの2業種で全体の6割弱を占めております。死亡災害件数は、昨年大きく減少したものの1件発生しており、令和3年2月にも1件発生していることから、本年4月以降、死亡災害ゼロとなるよう、引き続き労働災害防止対策を進めてまいります。また、仕事で被災された方々に対し、迅速適正な労災給付を進めてまいります。

皆様の職場が、安全安心な職場環境となりますよう、職員一同全力で取り組む所存です。

皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



常総労働基準監督署長

大久保 一 樹

本年4月1日付けをもちまして常総労働基準監督署長を拝命いたしました大久保と申します。

昨年度は独立行政法人労働者健康安全機構に出向し、茨城産業保健総合支援センターの副所長として様々な業務を行ってまいりました。主な業務としては産業医や産業保健スタッフを対象とした各種研修会・セミナーの企画・運営などでしたが、新型コロナ感染拡大を受けて何度か延期、中止で忙しくなる時期があったほか、新たな取り組みとしてWEBセミナーを開催するなどいろいろな経験を積むことができました。各企業においては昨年度に引き続き今年度も在宅ワークの推進などを含めた新型コロナ感染防止対策への取り組みをお願いすることになりますので、こういった経験を少しでも活かしていきたいと思っています。

私は常総労働基準監督署での勤務が初めてですが、管内には数多くの工業団地があり、製造工場等において様々な製品が作られ、これらの流通が活発に行われていると聞いております。また、慢性的な労働力不足の中で、日系ブラジル人などの外国労働者が重要な役割を担っているという状況もあると聞いており、言語、文化が入り混じるなか、適正な労働条件の確保、労働災害の防止対策を講ずることなどの重要性を感じております。

このような状況を踏まえつつ、職員一同、職務に邁進してまいりますので、今後とも会員の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



龍ヶ崎労働基準監督署長

大 島 成 明

4月1日付けで龍ヶ崎労働基準監督署長となりました大島です。龍ヶ崎労働基準監督署では、職員8人中5人が4月1日に異動してきました。どうぞよろしく願いいたします。

私は龍ヶ崎労働基準監督署の勤務自体は初めてで、3月31日まで2年間、常総労働基準監督署長をしてまいりました。署長として勤務する監督署は2か所目になります。

龍ヶ崎労働基準監督署の死傷病災害は年間400件程度で、その内100件程度が畜産業の災害で、管内にある美浦トレーニングセンターに関連する馬の災害が多いと聞いております。競馬関係の事業場には今までまったく行ったことがないので、災害防止対策などこれから勉強していきたいと考えております。

また、職場内でコロナに感染した労働者が発生した場合には、労災となる場合がございますので、監督署までご相談ください。

4月1日から金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行っている事業場の皆様には、溶接ヒュームが特定化学物質となり、全体換気の実施、特殊健診の実施などが義務付けられました。令和4年4月1日から義務付けられる事項もいくつかありますので、今から準備をお願いいたします。

最後に、会員の皆様方の益々のご発展と、ご健康を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の 年度更新について

事業主の方は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日(令和3年度は7月12日)までの間に行ってください。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間のすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、令和3年度の労災保険率、雇用保険率及び一般拠出金率については、令和2年度と同率です。



安心して働きたい!

令和3年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新
労災保険・雇用保険

6/1(火)~7/12(月)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は簡易審査を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 様式、様式
厚生労働省 厚生労働部・標準労務労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 厚生労働ホームページ
(一社)全国労働保険申請組合連合会・全国社会保険労務士会連合会 <https://www.mhlw.go.jp>

【申告期間】

令和3年6月1日(火)から7月12日(月)まで

労働保険年度更新申告書は、5月末日までに事業場に届くように発送を予定しています。

【受理相談会】

7月7日から7月12日において、県内各地で受理相談会を実施しておりますので、ご利用ください。

日程や会場については、茨城労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

【提出先】

作成された年度更新申告書は、茨城労働局総務部労働保険徴収室、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。

同時納付する場合には、銀行や郵便局へ申告書と納付書を切り離さずに提出してください。また、電子申請による申告も可能ですので、ご利用ください。

【年度更新業務の一部外部委託】

年度更新業務のうち、年度更新申告書の審査及び申告書未提出に対する確認等業務の一部を、民間事業者へ委託しております。提出いただいた年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合は、民間事業者から電話連絡がありますので、ご承知おきください。ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

事業主の皆さま、女性活躍推進法が改正されました！

～常時雇用する労働者数により、実施内容と施行日が異なります～

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者数(※)により施行時期が異なります。

※常時雇用する労働者数とは？

- ①期間の定めなく雇用されている者
 - ②一定の期間を定めて雇用される者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
- そのため、正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の労働者に該当する労働者も含まれます。ただし、学校教育法第1条にいう学校の学生、生徒であって、通信教育を受けている者、大学の夜間の学部及び高等学校の夜間又は定時制課程のもの以外の者(昼間学生)については、原則として「常時雇用する労働者」に含めません。

常時雇用する労働者数301人以上の事業主

【改正前】

以下(1)～(4)の取組が義務

- (1) 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析
- (2) 1つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表
- (3) 行動計画を策定した旨の茨城労働局への届出
- (4) 女性の活躍に関する1項目以上の情報公表(★)

常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主

【改正前】

以下①～④の取組が努力義務

- ① 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 1つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 行動計画を策定した旨の茨城労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する1項目以上の情報公表(★)

【改正後】

上記(2)、行動計画の策定内容の拡充(義務)

施行日：令和2年4月1日

原則として数値目標に関する項目の「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分ごとに1項目以上(計2項目以上)を選択し、それぞれに関連する数値目標を定めた行動計画を策定する必要があります。

上記(4)、情報公表内容の拡充(義務)

施行日：令和2年6月1日

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用管理の整備」の各区分から、それぞれ1項目以上を選択して、2項目以上情報公表(★)する必要があります。

【改正後】

上記①～④の取組が義務になります！

施行日以前は努力義務になりますが、早めの準備をお願いします。

施行日：令和4年4月1日

★情報公表について

『女性の活躍推進企業データベース』では、女性の活躍推進に取り組むための参考情報として、データ公表のための入力操作マニュアルや行動計画策定支援ツールなどを掲載しています。

また、女性の活躍推進や両立支援に積極的に取り組む企業の事例を多数掲載しています。自社の取組の参考としていただくとともに、自社の取組を公表するツールとしてご活用ください。

URL:<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

2020年(令和2年)6月1日から、

職場におけるハラスメント防止対策が強化されています！

～パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(※)となっています！～

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます(それまでは努力義務)。早めの対応をお願いします。

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)

- ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ◆ そのほか併せて講ずべき措置

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

お役立ち情報

ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。



ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



男女均等な採用選考ルールについて ～企業において募集・採用に携わるすべての方へ～

男女雇用機会均等法(以下「均等法」)は、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

また、業務上の必要性など、合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることが要件とすることは、**間接差別として禁止**されていますのでご注意ください。

性別を理由とする差別

- ①募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ②募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

違法



合理的な理由がない場合
違法



間接差別

- ①募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ②労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

例えばこのような募集・採用は違法です!

【募集の段階で】

今年は10名新規採用する予定の中、男性を多く採りたいので、男性7名、女性3名を採用する。

【選考の段階で】

男女の構成比を考慮して、男性(女性)の選考基準を女性(男性)よりも厳しくする。

認定制度を活用して企業の魅力度アップを目指しませんか?

認定制度は、法律に定める一定の要件を満たせば、業種等に関わらず申請することができます。認定の証であるマークを、求人票などに付し、厚生労働大臣等から認定を受けたことを対外的にPRすることで、企業のイメージアップや優秀な従業員の確保・定着などにつなげることが期待できます。

プラチナえるほし えるほし プラチナくるみん くるみん ユースエール もにす 安全衛生優良企業

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000209450.pdf>
お問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ(029-277-8295)

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

(厚生労働省 茨城労働局 委託事業)

茨城働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 働き方改革って？
- 業務効率化から始めたい
- 関連法の詳細は？
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要請に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

全体説明や個別テーマなど要請に応じた講演を行います。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や来所者相談を行っています。

茨城働き方改革推進支援センター

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2F

電話

0120-971-728

ファックス

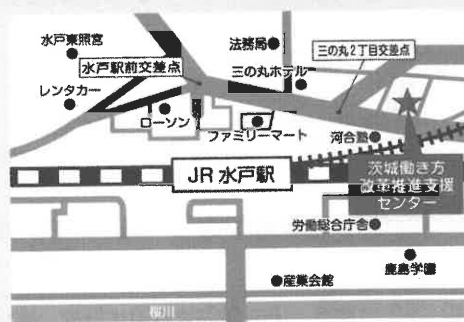
029-302-3472

E-mail

ibaraki@task-work.com

ホームページ

<https://task-work.com/ibaraki>



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


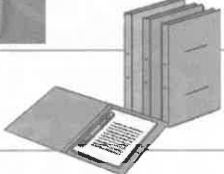
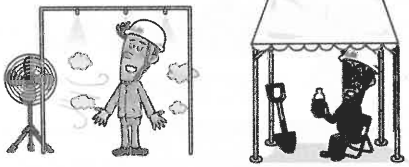




職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□WBGT値の把握

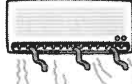






JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れる
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しまししょう。



令和3年度第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会のご案内

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会

第一種衛生管理者免許試験を受験される方を対象として、下記の日程で直前対策講習会を開催します。
当連合会が開催している衛生管理者免許試験受験準備講習会の講師を長年務めている経験豊富な講師が模擬試験や出題傾向、重点項目について解りやすく解説する講習会です。

記

- 講習会名：第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会
- 開催日時：令和3年8月2日(月) 8時50分～17時00分
- 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町263-1 国道51号谷田町交差点北側、駐車場有り)
- 受講料：7,700円(税込)
但し、令和2年6月から令和3年7月までの間、当連合会開催の受験準備講習会を受講した方・申込み済みの方は、4,950円(税込)。
- 定員：50名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
- 受講申込み手続き
受講申込書に必要事項をご記入の上、受講料(現金)を添えて当連合会に直接持参するか、又は郵送にて令和3年7月26日(月)(申込期限)までにお申込み下さい。
受講料を振込む場合は、令和3年7月27日(火)(申込期限の翌日)までに常陽銀行本店営業部〈普通預金 No.870031〉、口座名義人(一社)茨城労働基準協会連合会)にお振込み下さい。
申込み期限後の取り消しについては、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

第441回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 開催日：令和3年7月29日(木)～7月30日(金)
- 場所：ワークヒル土浦
(土浦市木田余東台4-1-1)
- 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費：参加費にはテキスト代、消費税が含まれています。

区分	料金	割引料金
中災防賛助会員	34,650円	20,790円
一般	38,500円	23,100円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくこととなります。)

- お申込先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
お問合せ先 TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**
(お申込用紙は、中災防 関東センター HPからダウンロードしてください。)
- 定員：24名(先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします ～「賃金改定状況調査」「最低賃金に関する基礎調査」～

厚生労働省では、毎年5月から6月にかけて、最低賃金に関する実態調査として「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を行っております。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

この調査は、総務大臣の承認を得て、毎年の最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態を把握するための調査です。

調査を実施するにあたっては、総務省経済センサス

調査結果を基に、無作為選定により抽出した事業所にご協力をお願いしております。

調査対象となりました事業主の皆様には、お手数となり大変恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた内容は本調査の目的以外で使用することはありません。

ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216

全国安全週間準備打合せ会 開催中止のお知らせ

全国安全週間に向けて各地区労働基準協会が、県内各地域で6月に開催をしております「全国安全週間準備打合せ会」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、全ての地域で、昨年度に引き続き本年度の開催を中止いたします。

なお、全国安全週間実施要綱、安全週間用品等の取り扱いにつきましては、各地区労働基準協会にお問い合わせ下さい。

あなたの回答で、
日本の未来が見える。

令和3年
6月1日

アプサー!
経済センサス

経済センサス
活動調査

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。
全国すべての事業所・企業が対象です。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

民間教育訓練機関の皆様へ

ハロートレーニング
—— 急がば学ば ——

求職者支援訓練の
認定基準が
一部緩和
されました

新型コロナウイルスの影響を受け、シフトが減少した方や休業を余儀なくされている方向けの訓練を実施しませんか

緩和措置の内容 (令和4年3月31日までに開始するコースが対象です)

実践コースで「短期・短時間特例訓練」の設定ができるようになりました。

本訓練の対象コースについて

- ▶ 訓練期間が2週間以上～6か月で設定できます。
- ▶ 1か月あたりの訓練時間が60時間以上かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であることが必要です。
- ▶ 付加奨励金の就職率要件は1万円/人月：30%以上55%未満、2万円/人月：55%以上です。

 お問い合わせ先 



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

茨城支部求職者支援課

TEL: 029-221-1192



県内の労働災害発生状況(令和2年分)速報
(令和3年3月末現在)

業種別		令和2年	前年同期
計		(18) 3,110	(24) 2,966
製造業		(2) 833	(11) 884
鉱業		(0) 10	(0) 6
建設業		(4) 295	(8) 296
内 訳	土木	(2) 70	(2) 68
	建築	(1) 164	(3) 154
	その他	(1) 61	(3) 74
運輸交通業		(1) 396	(2) 357
貨物取扱業		(0) 44	(0) 44
農林業		(1) 78	(0) 46
畜産水産業		(1) 142	(0) 136
商業		(2) 448	(2) 407
その他		(7) 864	(1) 790

(注) ()内は、死亡者で内数

県内の労働災害発生状況(令和3年分)速報
(令和3年3月末現在)

業種別		令和3年	前年同期
計		(4) 663	(4) 506
製造業		(2) 150	(0) 147
鉱業		(0) 1	(0) 2
建設業		(2) 60	(1) 67
内 訳	土木	(1) 26	(1) 15
	建築	(1) 24	(0) 30
	その他	(0) 10	(0) 22
運輸交通業		(0) 63	(1) 78
貨物取扱業		(0) 6	(0) 6
農林業		(0) 10	(0) 7
畜産水産業		(0) 21	(0) 25
商業		(0) 80	(0) 67
その他		(0) 272	(2) 107

(注) ()内は、死亡者で内数

令和3年死亡災害発生状況

3月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
3月 14～15時	車両系建設 機械運転者 70歳代 30年	建築設備 工事業	崩壊・倒壊	ガラスサイロ内でドラグショベルを使用して、固まったガラスを取り除く作業中、壁側のガラスがドラグショベルにのしかかってきたため、ドラグショベルの運転作業に従事していた被災者がキャビンごと押しつぶされた。
			その他の材料	

講習会のご案内 (令和3年4月中旬~5月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
6/22~23・24	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
有機溶剤作業主任者		
5/15~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/17~18	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/9~10	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
6/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
6/23~24	平成館 (古河市)	古河協会
乾燥設備作業主任者		
6/14~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
鉛作業主任者		
6/30~7/1	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
ガス溶接		
5/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/10~11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
6/10~11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け		
5/27~28・31・6/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/4~5・6	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
6/17~18・19・20	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/18~19・20	平成館 (古河市)	古河協会
6/21~22・23・24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
プレス機械作業主任者		
5/17~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/5~6	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
フォークリフト運転(学科)		
5/27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/1	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
6/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
6/3	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
6/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/4	平成館 (古河市)	古河協会
6/4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/12	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
床上操作式クレーン運転		
6/17~18・21・22・23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
6/21~22・23	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
石綿作業主任者		
6/8~9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
5/17~18	茨城県トラック総合会館 (水戸市)	連合会
6/1~2	茨城県トラック総合会館 (水戸市)	連合会
6/3~4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/23~24	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
6/28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
5/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/9~10	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
電気取扱業務(低圧)		
6/17	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
6/18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
電気取扱業務(高圧)		
6/3~4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会

クレーン運転の業務(5トン未満)		
5/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/10~11	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/11~12	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
6/25~26	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/28・29・30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
6/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
特定粉じん作業		
6/30	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
6/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
6/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/15~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/22~23	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
職長・安全衛生責任者教育		
5/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
5/19~20	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/19~20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/20~21	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
6/12	平成館 (古河市)	古河協会
6/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
5/24~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメントリーダー養成研修		
6/26	平成館 (古河市)	古河協会
保護具着用管理者研修		
5/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ゼロ災研修会		
6/9	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
衛生推進者講習		
6/7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
6/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤業務従事者教育		
5/24	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
6/14~16	ポリテクセンター茨城 (常総市)	連合会
6/24~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)		
6/28~29	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478